

連邦インディアン政策とアメリカ先住民の主権 (2)

——先住民の条約権利と水利権請求——

The Federal Indian Policy and Tribal Sovereignty: Native Nations' Treaty Rights and Water Rights Claims

川 浦 佐知子

Sachiko KAWAURA

Abstract

In the United States, Native American tribes' water rights negotiations began in the 1980s. This paper focuses on the Confederated Salish Kootenai Tribes' (CSKT) efforts to achieve a water compact with state of Montana. Through the discussion, the study examines how tribes have exercised their sovereign power in the tribal-state-federal water rights negotiation. The discussion consists of the history of the Flathead Reservation where the CSKT has been trying to protect water resources as well as natural resources.

In Montana, native tribes fought a series of water rights claims in federal and state courts in the 1970s, and that led to the establishment of the Montana Reserved Water Rights Compact Commission (RWRCC), which was specifically made for tribal-state water rights negotiation. While the CSKT's water rights negotiation started in 2000, in the pre-negotiation era, the tribes had organized geological surveys to measure water resources, preparing for both negotiation and litigation. In the 1990s and early 2000s, the tribes had fought a series of litigation in order to defend their rights to water resources in their reservation. Their efforts bore fruit as the CSKT Water Rights Compact of 2015, which was ratified in the U.S. Congress, becoming the Montana Water Rights Protection Act in 2020.

The tribal sovereignty exercised by the CSKT is most symbolically seen in their efforts to preserve instream flow, which is essential for the survival of fish. With their sovereign power, the CSKT went beyond the "beneficial use" of water on which the water rights applications have been traditionally decreed in the West, showing alternative ways of the water resource management for the future.

はじめに

アメリカ合衆国内に居住する先住民のうち、連邦承認を受けている部族は 574、州議会の承認を

得ている部族は60以上、他に連邦や州の承認には至っていないものの合衆国成立以前から存在してきた集団も数多く存在する。そのうちには占有居住地を有し、部族自治を履行する部族が存在する。先住民が自治を行う先住民保留地は、現在、合衆国内に326存在する¹⁾。

この事実は19世紀の強制移動、土地剥奪、軍事戦略、20世紀における一般土地割当法、連邦管理終結政策といった、先住民ネイションの解体・同化を目指した過酷な連邦インディアン政策に屈することなく、先住民がその主権を追求してきた営為の証である。一方で、先住民部族が「主権集団」であるという事実は、今日、主流社会において現実感を持って捉えられてはいない。アメリカ市民の多くにとって「先住民主権」は歴史的「概念」であって、現実に効力を発揮するものではないと捉えられており、このことは先住民部族が訴える土地保全、資源保護の重要性を一般の人々が理解することを阻んでいる。

本稿では、先住民の保留水利権請求、及びそれに続く水利権交渉を通して、先住民主権の実相を検討する。1970年代以降、先住民による部族水利権請求が活発に行われるようになった状況を、「第二の条約締結期」の到来と見る向きもあるが²⁾、部族一州一連邦が関わる水利権合意の締結は部族にとって訴訟提起に勝る複雑な要素を有する。保留水利権発祥の地となったモンタナ州では、保留地を有する先住民部族が個別に州との水利権交渉に臨み、近年、全ての部族が水利権合意を締結した。本稿では、モンタナ州北西部にフラットヘッド保留地を有するセイリッシュ・クートナイ部族連合 (Confederated Salish and Kootenai Tribes) の水利権請求に焦点を当てる。セイリッシュ・クートナイ連合は2015年にモンタナ州との水利権合意を果たし、その合意は2020年に合衆国議会の承認を得ている。

水利権の問題は部族領土の問題と深く関わっている。州との水利権交渉における部族主権のあり様を検討するに先立ち、1) セイリッシュ・クートナイ連合が1855年に締結したヘルゲイト条約³⁾と、その後、部族が経験することになった一般土地割当法の適用による土地喪失について検討する。セイリッシュ・クートナイ連合がモンタナ州との水利権合意交渉に臨んだのは2000年だが、部族連合は1970年代から州における部族水利権の扱いをめぐる、モンタナ州の他部族と共に司法の場で争ってきた。本稿では、2) 1979年にモンタナ州が制定した総合的な州水利用法「モンタナ州における既存水利権請求の司法判断に係る法」⁴⁾に対する部族の訴えを整理するとともに、1979年モンタナ水利用法制定以降、セイリッシュ・クートナイ連合が水管理にどのように関わってきたのかを検討する。上述の議論を踏まえた上で、3) 2000年以降に展開された州と部族連合との交渉経緯を検討することで、セイリッシュ・クートナイ連合が水利権をめぐる発動した部族主権について考察する。

1. 部族主権の侵害と保留水利権

先住民のなかには「部族 (tribe)」ではなく、「ネイション (nation)」を名乗る集団も少なくない。合衆国における先住民ネイションの位置付けは、「国内従属国家 (domestic dependent nation)」という特殊なものであり、連邦とは特異な信託関係にある。

1831年チェロキー・ネイション事件判決⁵⁾において、合衆国最高裁判所はチェロキーを「国内従属国家」と見做し、合衆国と先住民との関係を「後見人—被後見人」とであると定義。本事案において最高裁は、ジョージア州による主権侵害の停止を求めるチェロキーの要求を、「先住民部族は国

内従属国家である」という方便を用いて退けた。チェロキー・ネイションは主権を有する独立国家として合衆国と条約を締結しており、ジョージア州がチェロキーの領土内で司法権を履行したことは明らかに「違憲」だった。合衆国と外国との係争は合衆国最高裁の審議の対象となるが、最高裁は条約権利を有する先住民ネイションを国内従属国家という枠組みに押し込め、最高裁審議の対象としない判断を示した。

先住民ネイションが国内従属国家と位置付けられたことで、連邦は先住民に対して「信託責任」を負うことになったわけだが、合衆国最高裁は20世紀初頭、この「信託責任」を逆手にとって先住民の条約権利を侵害した。1903年ローンウルフ事件判決⁶⁾では、部族保留地の土地分割を日論む合衆国議会に対して異を唱えたキオワのチーフ、ローンウルフの訴えが退けられた。1867年メディスンロッジ条約⁷⁾はキオワの占有地として部族保留地を約束していたが、先住民との信託関係において合衆国議会は「無条件の権限 (plenary power)」を有するとして、最高裁はローンウルフの訴えを退けた。議会が保留地土地を分割し、白人入植者のために土地を割譲することを合憲とした最高裁判決は、先住民ネイションが主権の拠り所とする条約権利を極めて危ういものにした。

合衆国において先住民の主権は一方向的に規定され、侵害されてきた。しかし、先住民主権そのものが、完全に失われたわけではない。その事実を示すのが先住民による水利権請求である。

保留地を有する先住民部族は、保留地での生活を可能とするための「保留水利権 (reserved water rights)」を有する。この保留水利権は、「先住民保留地の設立」という合衆国の「行為」によって発生する権利であり、多くの場合、先住民占有地となる保留地の設立を約束する条約によって「黙示的」に約束される⁸⁾。1908年ウィンターズ事件判決⁹⁾は、条約条文に明記がなくとも、先住民による保留地での農耕・牧畜を可能とするために必要な水資源は、先住民のために連邦によって保留されるとして、初めて先住民が有する水利権を明示した。

条約にもとづく「保留権の法理」は、1905年ウィナズ事件判決¹⁰⁾において示されている。ヤカマ・ネイションが伝統的漁場での漁業継続を訴えたこの事案では、条約締結以前の生活圏における先住民の漁業、狩猟、採取の権利が条約条文において明記されている場合、それらの権利は保証されると判断された。現在、先住民部族が争う水利権請求には、ウィンターズ法理が約束する保留地での水利用に関する保留水利権と、ウィナズ事件判決によって保証された伝統的な漁場、狩場、採取を可能とするために必要な「自然な河川の流れ (instream flow)」を保つための水利権が関わっている。伝統的な漁業等を保証する水利権については、1984年アデア事件判決¹¹⁾が権利の発生時点を「超記憶的な時代 (time immemorial)」と定義しており、このことは水使用の開始時期が早い者に優先的に水利用を認める「先占用の法理 (prior appropriation doctrine)」¹²⁾を採用する西部において、非常に重要な意味を持つ。

先住民の条約権利は1903年ローンウルフ事件判決によって損なわれたものの、先住民と合衆国との間の条約は依然として効力を持つことを、1905年ウィナズ事件判決、及び1908年ウィンターズ事件判決は示した。しかし、20世紀初頭に司法の場で約束された先住民の水利権は行政によって守られることなく、長く「紙の上の権利」のまま、先住民部族に水をもたらすことはなかった。20世紀、西部では水資源開発が進み、連邦と州がその利権を争うなか、先住民のために保留されるべき水資源は搾取され続けた。先住民がその権利を司法の場で訴え、州や連邦と三つ巴の交渉に臨むようになったのは比較的近年のことである。

2. セイリッシュ・クートナイ連合とフラットヘッド保留地の歴史

1) 1855年ヘルゲイト条約と部族水利権

現在、モンタナ州北西部にフラットヘッド保留地を有するセイリッシュ・クートナイ連合は、ビタルート・セイリッシュ、ペンドオレイユ、クートナイの3集団からなる連邦承認部族である。3部族はバッファローの狩場をめぐる対立したブラックフィートに対抗すべく、連携を深めた歴史を持つ。古来の領土は、北はカナダ国境を越えて広がるコロンビア川流域、東はロッキー山脈分水界を越え、東端はイエローストーン川やミズーリ川上流にまで及ぶ広大なものだった。19世紀半ば、合衆国は条約締結という手段を用いて、多くの平原部族の領土を割譲し、先住民を保留地へと囲い込んだが、セイリッシュ、ペンドオレイユ、クートナイもその例に漏れず、1855年ヘルゲイト条約によって土地割譲を迫られた。条約第1条は上述の領土を合衆国に受け渡すことを命じ、第2条はフラットヘッド保留地の設立を定めている。加えて第11条は、現在のミズーラ周辺、セイリッシュが居住するビタルートバレーに別途、保留地を設立することを告げている。ヘルゲイト条約によって、2000万エーカーの土地を生活圏としていたセイリッシュ、ペンドオレイユ、クートナイは、130万エーカーの保留地に居住することを強いられた¹³⁾。

1908年ウィンターズ事件判決は、モンタナ州フォートベルトナップ保留地設立を定めた1888年ブラックフィート条約¹⁴⁾にもとづいて、保留地に居住するグロスベントレとアシニボインに保留水利権を保証した。セイリッシュ・クートナイ連合に約束される水利権も、同様に保留地設立を約束したヘルゲイト条約が根拠となっている。保留水利権は灌漑による「有益な水利用 (beneficial use)」を前提とするものであり、条約保留地を得たセイリッシュ・クートナイ連合はこの保留水利権を有する¹⁵⁾。保留水利権によって先住民に保証されるべき水量については、1963年アリゾナ事件判決¹⁶⁾によってその算出方法が定められ、保留地内の灌漑可能な面積 (practicably irrigable acreage, PIA) を、1エーカーあたり1フィートの水で満たすために必要な水量が保証されることになっている。

セイリッシュ・クートナイ連合がその権利を有する水は、PIA基準によって算出される灌漑目的の水だけではない。部族連合は「保留水利権」以外に、漁業権にまつわる水利権を有している。

1855年ヘルゲイト条約第3条は、保留地内及び境界を流れる河川での部族の漁業を認めている。加えて条約は、日常的、習慣的に利用する場所での漁業、狩猟、採取、放牧の権利を認めている。セイリッシュ・クートナイ連合は、保留地のみならず、かつて領土であった地域での漁業を許されており、魚類保護のために必要な河川の自然な流れを保つだけの水量を要求する権利を有するということになる。これは条約条文が明記する保留地境界外の伝統的漁場での漁業をヤカマに認めた、1905年ウィナズ事件判決に依拠する水利権であり、権利の発生時期は合衆国の歴史を超えた「超記憶的時代」となる。合衆国西部では先んじて水利用を始めた者に水利用の優先権を認める「先占法の法理」が適用されており、「超記憶的時代」に由来する水利権を有する部族連合は、州法の下に置かれる一般の水利権保有者に対して圧倒的に優位な使用優先権を持つ。併せて、部族には魚類保護のために確保する水を、他の目的の転用することが認められている。部族が有するこの漁業権に由来する水利権は、2000年以降の水利権交渉において非常に大きな意味合いを持つことになった。

2) 1871年セイリッシュの強制移動と1904年フラットヘッド一般土地割当法

1855年ヘルゲイト条約によって部族領土の大部分を失ったセイリッシュ・クートナイ連合であったが¹⁷⁾、連邦による土地剥奪は以降も続いた。ヘルゲイト条約締結の際、セイリッシュの人々は居住地であるビタールートバレーを離れることを拒否。これを受けてヘルゲイト条約は地域一帯を調査し、それをもとに大統領が判断を下すまで、ビタールートバレーでのセイリッシュの居住を認めるとしていた。しかし、1870年代に入ると、ビタールートバレー・セイリッシュをフラットヘッド保留地へ移動させる動きが活発化。1871年、グラント大統領は条約が課した調査を履行することなく、セイリッシュを移動させることを宣言。セイリッシュの人々は移動に抵抗したが、1888年、ビタールートバレーに鉄道が開通すると、それまでの暮らしを継続することは難しくなった。1891年、およそ200名の人々がキャリントン将軍率いる軍によって、強制的にフラットヘッド保留地南にあるジョコへと移動させられた¹⁸⁾。

20世紀に入ると、合衆国議会は部族の合意なしにフラットヘッド保留地への一般土地割当法導入¹⁹⁾を決定。1887年一般土地割当法は先住民家長に160エーカー、成人先住民に80エーカーを与え、残りの土地を「余剰地」と見做して剥奪し、その土地を希望する入植者に解放するというものだった。これが1904年、フラットヘッド保留地に導入された²⁰⁾。一般土地割当法は先住民個人に土地を与えて経済的自立を促すという、表向きの目的を掲げていたが、その実は先住民保留地の縮小、ひいては解体を目論む法だった。連邦政府はフラットヘッド保留地への土地割当法の導入に先立ち、1882年以降、部族から鉄道敷設に関する合意を取り付け、入植者の保留地へのアクセスを確保していた²¹⁾。更に、連邦政府は入植者を呼び込む手立てとして1908年に土地割当法を改正し²²⁾、保留地における灌漑システムの拡大を進めた。

フラットヘッド一般土地割当法の導入を推し進めたのは、モンタナ州議員ジョセフ・ディクソン²³⁾だった。ディクソンは先にモンタナ州東部にあるクロウ保留地への土地割当法導入に関わっており、当時、先住民保留地の土地分割について合衆国議会でどのような議論が進行していたのかを把握していた。1903年ローンウルフ事件判決において、先住民部族に対して合衆国議会が「無条件の権限」を有すると判断されたことをディクソンは理解しており、フラットヘッド保留地を分割・割譲する案が部族の反対によって阻まれることはないかと踏んでいた。

1904年フラットヘッド一般土地割当法によって245,000エーカーの土地が部族メンバー個人に割り当てられ、「余剰地」は1910年に非先住民が購入可能な土地となった²⁴⁾。部族メンバーの割当地が入植者に取り囲まれて孤立するケースも生まれ、こうした状況は部族メンバーが割当地を手放す現象を加速させた。土地割当法の導入は土地剥奪だけでなく、共同体の弱体化を引き起こし、それまで自給自足の生活を送り、経済的に自立していた部族の人々の暮らしを大きく変えた。1888年、ノーザン・パシフィック鉄道会社はシカゴーシアトル間の鉄道敷設を完了させたが、その建設過程において、部族の衣食住を支えてきたバッファローが殲滅された。分割された土地では、狩猟、採取、牧畜も思うにまかせず、貨幣経済に取り込まれて立ち行かなくなった部族メンバーに対し、連邦の役人が土地売却を迫り、先住民の土地は地域有力者の手に渡った²⁵⁾。一般土地割当法は先住民を小規模農耕に従事させることで、経済的自立を促すことをその目的に掲げていたが、実際には部族の伝統的な生活様式を破壊し、人々を困窮に追いやった。

3) 1908年国立バイソンレンジ設立による土地割譲

先住民の部族自治・自決を約束する1934年インディアン再組織法²⁶⁾の制定によって、一般土地

割当法の履行は終了した。1910年から1934年の間にフラットヘッド保留地では土地割当法の適用を受けた部族メンバーの土地131,239エーカーが、非先住民の手に渡ったとされるが、これは部族メンバーに割り当てられた土地の50%以上にあたる²⁷⁾。19世紀末から20世紀初頭にかけて、連邦政府は部族の意向を無視して土地・資源の搾取を繰り返したが、セイリッシュ・クートナイ連合にとってとりわけ大きな痛手となったのは、1908年の国立バイソンレンジ設立²⁸⁾だった。この事案は、18,500エーカーの保留地内土地が部族合意を得ぬままに国立施設とされたことに加え、それまで多くの試練に耐えながら、独自にバッファローの保護に努めてきた部族の営為を蔑ろにするものだった。

部族のバッファロー保護は1870年代に遡る。既に保留地にバッファローの姿はなく、その絶滅を危惧したセイリッシュのチーフ、アタティッサの息子、リトル・ファルコンロブがロッキー山脈を越えてバッファローの幼体6頭を保留地へと率い、その世話を始めたところから部族のバッファロー保護は始まった。ファルコンロブの努力は実を結び、個体数も増えたが、1880年代に入るとミカエル・パブロが経営するバッファロー牧場の管理下に置かれた。連邦政府は一般土地割当法を保留地へ導入するにあたり、パブロにバッファローの売却を強要。バッファローはカナダへと輸送された²⁹⁾。しかし1909年になると、ルーズベルト大統領らがアメリカンバッファロー・ソサエティを設立してバッファローの保護を訴え、フラットヘッド保留地南部に国立バッファローレンジが設立されることとなった。連邦はバッファローを買い戻してその保護へと動いたが、それは部族の意向を反映してのものではなかった³⁰⁾。

フラットヘッド土地割当法については、当初から部族指導者が首都ワシントンへ出向いて導入反対の意向を伝えていた。先住民の権利運動が興隆した1960年代、部族は合衆国を相手に訴訟を起こし、部族の合意なしに導入された土地割当法や、バイソンレンジ設立のための一方的な土地剥奪の違憲性を訴えた。部族の訴えは合衆国請求裁判所1971年判決³¹⁾において認められ、741万ドルが賠償金として支払われている。生活・文化において重要な意味を持つバッファローを不本意なかたちで手放すことになった部族は、バイソンレンジとバッファローを取り戻すための努力を一世紀に亘り継続的に続けた。部族のこうした尽力はモンタナ州との水利権交渉の最終盤において実を結び、水利権合意の一部に盛り込まれることになった。2022年、バイソンレンジは部族の管理下に置かれることになり、名称もセイリッシュ・クートナイ部族連合バイソンレンジへと変更されている³²⁾。

4) フラットヘッド灌漑プロジェクトとその影響

1934年に一般土地割当法の履行は終了し、フラットヘッド保留地においては「余剰地」とされた土地で非先住民の手に渡らなかった土地は部族管理下に戻った。セイリッシュ・クートナイ連合にとって幸いだったのは、重要な水源地である山地を失わなかった点である。しかし、一般土地割当法によってフラットヘッド保留地内の土地所有状況は、先住民と非先住民の所有が入り混じるチェックボード状態となり、このことは保留地内における水利権管轄を複雑なものにした。

1908年ウィンター事件判決は、先住民の保留水利権を州法の下ではなく、連邦法の下に置くことを定めている。保留地境界内の土地のうち、部族メンバーが有する土地に約束される水利権は連邦法の下に置かれ、水利権の発生時期は保留地設立時点となる。部族メンバー個人に割り当てられた土地が非部族員の手に渡った場合、新たな土地所有者は保留地設立を起点とする水利権を得ることになる。一方で、「余剰地」とされ、非先住民の手に渡った土地については、水利権の発生時期は土地購入時期となる³³⁾。土地割当法導入によって生まれたこうした複雑な状況は、部族の水利

権管理を不確実なものにした。

フラットヘッド土地割当法は1908年に修正が加えられ、保留地に大規模な灌漑設備が整えられることになったが、これは合衆国議会上院議員となった元州議会議員ディクソンが、保留地へ入植者を呼び込むために講じた策だった。フラットヘッド灌漑法³⁴⁾にもとづいてインディアン局が建設を担った灌漑プロジェクトは、保留地に居住する先住民と非先住民、双方のための計画だったはずだが、実際に利を得たのは非先住民だった。部族メンバーは灌漑プロジェクト以前に自ら灌漑設備を整えて農業や牧畜に従事していたが、フラットヘッド灌漑プロジェクトは既に使用されていた部族の灌漑路を利用して拡大、もしくは水路を変更した。部族メンバーが使用していた灌漑設備が乗っ取られただけでなく、それまで部族の人々が自由に使っていた灌漑路からの水利用に対し、利用料が課されるようになった。これによって生じた借金によって、土地を手放す部族メンバーは少なくなかった³⁵⁾。

フラットヘッド灌漑プロジェクトは1,300マイルに及ぶ水路、15の貯水池、3つの揚水施設、1万を超える小規模な設備を生み出し、127,000エーカーの農地への水供給を可能にした³⁶⁾。1908年から1924年の間に土地改良局は8つのダムと貯水池、8つの取水ダム、9,154の運河設備を建設したが、約500万立方メートルの土壌を掘り起こし、約10万立方メートルの敷石を導入した工事は保留地の様相を大きく変えた³⁷⁾。ダム建設によって魚類の移動や産卵が妨げられ、灌漑による小川の水量の減少や水質悪化も魚類の生息や繁殖を困難にした³⁸⁾。保留地における部族土地の喪失も深刻化した。1923年の時点で、非先住民が786の農場、18,495エーカーを所有していたのに対し、先住民の農場は27、所有面積は1,200エーカーにまで減少した。フラットヘッド灌漑プロジェクトが完成した1963年には、保留地内の灌漑可能な土地11万エーカーのうち、95%が非先住民の所有となっていた³⁹⁾。「保留地に居住する先住民と非先住民のための灌漑計画」を謳ったフラットヘッド灌漑プロジェクトは、非先住民に利益をもたらし、部族の更なる土地喪失をもたらした。

3. 州水利用法への先住民の反駁

1) 主権免除の原則と1952年マッカラン修正

セイリッシュ・クートナイ部族連合とモンタナ州の水利権合意は2015年に州議会で承認され、2020年、合衆国議会の承認・批准を経てモンタナ水利権保護法⁴⁰⁾として制定された。部族連合とモンタナ州との交渉は2000年に始まっており、実に20年余りの時を経て部族の水利権の適用範囲が確定したことになる。そもそも連邦法の下にあり、州法の適用を受けないはずの部族水利権が、なぜ州との交渉を必要とするものとなったのか。その背景には20世紀半ばの連邦と州の水利権係争と、その解決策として制定された1952年マッカラン修正⁴¹⁾がある。

1908年ウィンターズ事件判決によって先住民の保留水利権が確認されたわけだが、西部での土地改良・資源開発が進むにつれ、水資源をめぐる司法係争は頻度を増し、その過程でウィンターズ法理も変容を遂げた。なかでも1952年マッカラン修正は「部族水利権の判断を州裁判所に委ねる」という、ラディカルな変化をもたらすものだった。

マッカラン修正制定の背景には、水利権をめぐる西部諸州と連邦の対立があった。1950年代初頭、州法を無視して州の水資源を搾取しようとする連邦のやり方に対し、西部諸州では反発が高まっていた。具体的には、ネバダ州クイン川、コロラド州の複数の給水区、カルフォルニア州サンタマルガリタ川が関わる係争がマッカラン修正制定の引き金となった⁴²⁾。基本的に、国家はその同意なく

して国内の裁判所で訴えられることはない。この「主権免除 (sovereign immunity)」の原則を利用して、連邦は州法にもとづいた水利権を取得した後、州裁判所の判決や管理の適用を免れようとした。

特に1951年カルフォルニア州サンタマルガリタ川の水利権係争⁴³⁾はメディアでも扱われ、問題視された。このケースは、西海岸最大の海軍訓練基地ペンダルトンの水利権に関わるものだった。カルフォルニア州は沿岸権の法理にもとづいて、サンタマルガリタ川の66%の水量を農園に裁量していたが、1940年代、土地とともに合衆国がこの水利権を購入。基地が完成すると連邦はサンタマルガリタ川の総水量を超える水量を要求し、これが地域住民の反発を呼んだ。水量を必要としたのは基地そのものではなく、リースした土地で運営されていたゴルフコースだった。連邦によるこうした不適切な水請求の実態は、大きな議論を呼んだ⁴⁴⁾。サンタマルガリタ川の一件は合衆国議会で議論され、公聴会では連邦が振りかざす主権免除の原則が州の水利権を脅かしている実態が明らかになった⁴⁵⁾。

連邦は合衆国が国家として有する主権免除の原則を乱用し、州裁判所による水利権管理を妨害、あるいは拒否し続けていた。また、新たな水利権判断や既存水利権の再判断を、連邦裁判所で行うことを州に強要することもあった⁴⁶⁾。州の水利権管轄を不安定な状態に陥らせた連邦のこうした行為に対して、法による制御を望む声が高まり、合衆国の主権免除の原則を制限し、州の水利権管轄システムを保護する「マッカラン修正」が制定された。

2) マッカラン修正と先住民の水利権

1952年マッカラン修正によって、連邦と州との間での起きた水利権紛争は州裁判所で審議されることになった。一方で、マッカラン修正には先住民の水利権についての言及はなく、連邦の水利権と同様の扱いとなることは想定されていなかった。しかし、1970年代の司法判断によって、マッカラン修正が部族水利権にも影響を及ぼすようになった。

1971年イーグル事件判決⁴⁷⁾では、連邦が保留する水利権の全てにマッカラン修正が関わる事が判示された。コロラド川支流イーグル川の水利権が関わるこの事案において、連邦は公有地を転じてホワイトリバー国有林とした際に発生した水利権を保留水利権であると主張。州裁判所の判断を仰ぐ必要はないと訴えた。合衆国最高裁の判断は、マッカラン修正は「包括的な制定法」であり、連邦がどのような手法で水利権を取得したとしても、州域内の水利権は州裁判所の裁量下に置かれるというものだった。最高裁のこの判断によって、連邦信託地である部族保留地の水利権も州裁判所によって審議されることになった。

1976年コロラドリバー水利組合事件判決⁴⁸⁾では、水利権紛争における連邦裁判所の「裁判権行使回避 (abstention)」を求めるといふ、更に踏み込んだ判断が示された。1972年、連邦はコロラド州第七給水区に存在する先住民保留地、国立公園、国有林に裁量されるべき水利権を請求。併せて、水利権を管理する独自の配水人の任命を合衆国コロラド地区地方裁判所に求めた⁴⁹⁾。コロラド州は1969年に「水利権の決定及び管理に関する法」⁵⁰⁾を制定し、7つの給水区それぞれに給水調停人、及び給水担当裁判官を置き、水利権判断の決定に従って技師が水を管理することを定めていた。連邦は先に構築されていたコロラド州の水利権管理システムを無視して、水利権を請求したことになる。コロラド州は、連邦裁判所は州管轄の水利権を司法判断する権利を持たないと主張。合衆国を訴訟当事者とするための召喚状の送達を州裁判所に求め、連邦の訴えを棄却するよう求めた⁵¹⁾。

合衆国地区地方裁判所第一審はコロラド州の棄却請求を認めたが、連邦が上訴して争われた第十

巡回区控訴裁判所はこれを覆した。続く合衆国最高裁判所での審議の焦点は、「マッカラン修正は、連邦の水利権を司法判断する連邦裁判所の管轄権を終結させたかどうか」にあった。1976年最高裁判決は第一審を支持し、州裁判所が連邦の水利権を司法判断することを認めた⁵²⁾。

水利権紛争において合衆国が州に提訴された場合、マッカラン修正は合衆国が主権免除の原則を放棄して、州裁判所に訴訟当事者として参加するよう求めている。これによって、州裁判所には連邦の水利権を競合管轄する権利が与えられたことになる。1976年の最高裁判決は、この「州と連邦による水利権の競合管轄」を是とせず、連邦裁判所に「裁判権行使回避」を求めた。

1976年コロラドリバー水利組合事件判決を経て、マッカラン修正は以下のようなものとなった。1) 州による包括的な水利権判断が達成されるために、合衆国の主権免除の原則は放棄される。2) 連邦裁判所と州裁判所の二重システムによる司法判断の混乱を避けるため、連邦は州による包括的な水利権管轄を支持する。3) 先住民の水利権は、歴史的、習慣的に先住民にとって不利な司法判断を下してきた州裁判所によって判断される。マッカラン修正がもたらしたこうした変更は、合衆国との信託関係のもとで保留される先住民の水利権の履行を、更には不確実なものにした。

3) モンタナ州水利用法と先住民の水利権

1976年コロラドリバー水利組合事件判決は、州域内の水利権を判断する優先法廷は州裁判所であることを明らかにし、連邦裁判所に裁判権行使回避を求めた。一方で、州裁判所がマッカラン修正の適用を受け、州内の水利権判断を一手に担うためには、包括的な水利用法を州が整備していることが条件となる。モンタナ州は1972年に州憲法を改正し、州内の水資源を州財産であると宣言。1973年には「モンタナ水利用法」を制定し、マッカラン修正の適用を受けるべく準備を進めた。州内の先住民部族はこれに反発。1975年、ノーザン・シャイアンが保留地内河川の水利権判断を連邦裁判所に請求し、これを受けて連邦もモンタナ州に保留地を持つ部族の信託責任者として水利権請求訴訟を起こした。1970年代から80年代にかけての、モンタナ州における先住民の水利権訴訟の動向を示したものが〈表1〉となる。

1979年4月、モンタナ州議会は水利用法の改正案を承認し、5月には「モンタナ州における既存

〈表1〉モンタナ州水利用法制定・改正と先住民の水利権請求

1972年	「モンタナ州憲法」改正
1973年	「モンタナ水利用法」制定
1975年	ノーザン・シャイアン、保留地内河川の水利権判断を連邦裁判所に請求
1976年	コロラドリバー水利組合事件判決
1977年	モンタナ州議会、水利権管轄システム構築のための委員会を設立
1979年	「モンタナ州における既存水利権請求の司法判断に係る法」制定 合衆国モンタナ地区地方裁判所、ノーザン・シャイアン事件を訴訟却下
1982年	第九巡回区控訴裁判所、ノーザン・シャイアン事件判決
1983年	サンカルロス・アパッチ事件判決
1984年	モンタナ州最高裁判所審議
1985年	セイリッシュ・クートナイ事件判決

水利権請求の司法判断に係る法⁵³⁾を制定した。これによって水利権請求を審議するための水裁判所の創設、給水担当裁判官の任命など、水利権に関わる広範な事項を含む規定が定められた。この法制定の重要な点は、先住民部族との水利権交渉に特化した「保留水利権協定委員会 (RWRCC)」⁵⁴⁾が設立されたことである。先住民部族と連邦は以降、RWRCCを通して州との水利権交渉を進めることを期待された。同年11月、審議保留とされていたノーザン・シャイアン事件⁵⁵⁾に対する判断が下された。合衆国モンタナ地区地方裁判所は、モンタナ州は同年5月に包括的な水利用法を整備したとして、部族の訴訟を却下した。

この判断に対し、セイリッシュ・クートナイ部族連合はノーザン・シャイアン、クロウ、アシニボイン、スーと共に上訴した。上訴において先住民部族は、1889年にモンタナ州が州昇格を果たした折の「授権法 (Enabling Act)」⁵⁶⁾、及び「モンタナ州憲法」における「免責条項 (disclaimer)」⁵⁷⁾に言及し、州は先住民保留地において司法権を行使できないと反駁した。モンタナ州の授権法及び憲法は、「州は先住民個人及び先住民部族によって保有される土地の権利、権限を放棄する」と明言しており、かつ「先住民の土地が連邦、もしくは合衆国議会の絶対的管理下にあること」に同意する旨が表明されていた。1982年、第九巡回区控訴裁判所は、州裁判所によって部族保留水利権が判断されることを不当とする部族の主張を認め、先の訴訟却下を取り消した⁵⁸⁾。しかし、この判断は1983年サンカルロス・アパッチ事件判決⁵⁹⁾によって再び覆された。サンカルロス・アパッチ事件判決では州授権法の内容に関わらず、全ての州においてマッカラン修正が適用されることが妥当であると判示された⁶⁰⁾。

1983年サンカルロス・アパッチ事件判決によって、州が域内の水利権を包括的に管轄すべきであるとするマッカラン修正が、先住民の保留水利権にも適用されることが決定した。州法の下で、先住民の保留水利権が裁量されることは、先住民の主権を大きく揺るがす問題だったが、先住民部族は州との水利権交渉へと歩を進めざるを得なくなった。

4. セイリッシュ・クートナイ連合の水利権交渉

1) モンタナ州における部族水利権訴訟

モンタナ州授権法を根拠として、州による部族水利権管轄の回避を目指した先住民部族の試みは、1983年サンカルロス・アパッチ事件判決によって一応の決着を見た。しかし、部族は即座に州との水利権交渉のテーブルについたわけではなかった。モンタナ州が部族の保留水利権を扱うためには、大きく二つの司法上の課題を解決する必要があった。一点目は、「先住民個人及び部族が保有する土地権利を放棄する」ことを謳うモンタナ州憲法にも関わらず、州は先住民の保留水利権を司法判断できるのか、という問題だった。もう一点は、モンタナ水利用法が示す手続きは、先住民の保留水利権を裁量する上で妥当か、という問題だった。これら未決の問題を判断するために、モンタナ州最高裁判所は州司法長官と州水裁判所を原告、合衆国とモンタナ州の先住民部族を被告としての審議を実施⁶¹⁾。1984年の審議⁶²⁾では、モンタナ州水利用法が先住民の水利権を判断する上で、重大な不備を抱えていることが明らかになった。

モンタナ州水利用法は、以下の点で先住民の保留水利権を考慮していなかった。1) 州水利用法は「有効な水利用」を水利権取得の前提条件としている。しかし、先住民の保留水利権は保留地設立の目的を適えるためのものであり、「有効な水利用」を前提としない。2) 州水利用法は、引水を

伴わない先住民の狩猟や漁業のための水を考慮していない。3) 州水利用法は「有効な水利用」を水量算出の基準とするが、先住民のために保留される水量は保留地設立の目的をもとに算定されるべきである。4) 州水利用法は、先に有効な水利用を始めた者に水利用の優先権を約束する。先住民の保留水利権は保留地設立に依拠するか、もしくは「超記憶的な時代」に起源を持つため、州のほとんどの水利権請求者の使用開始日に優先する。5) 州裁判所は水利権申請期限以降の水利権請求について、救済措置を講じている。一方で、先住民の保留水利権合意が成立しなかった場合については、同様の措置を設けていない⁶³⁾。

州裁判所は1984年の審議において、連邦は先住民部族の信託者としての責任を十分果たしていないとして、連邦を介さず部族が直接、州裁判で申し立てをする機会を設けた。これを受けてセイリッシュ・クートナイ連合、クロウ、ノーザン・シャイアンが、個別に被告として審議に臨むことを宣言した。1985年セイリッシュ・クートナイ事件判決⁶⁴⁾では、州水利用法は先住民の保留水利権を適切に扱うために改定が必要であると判断された。一方で、州憲法の免責事項にもかかわらず、先住民の保留水利権を州が司法判断することは違憲とならないと、州裁判所は判示した。

1984年の審議、及び1985年セイリッシュ・クートナイ事件判決は、後に続く水利権交渉の素地を作ったと言える。先住民の水利権請求を審議する上で、モンタナ州の水利用法にどのような不備があるのかが明らかにされたことで、1979年に創設されたRWRCCが部族との水利権協議に臨む際、留意すべきポイントが明確になった。1984年の審議では、連邦が先住民への信託責任を十分に果たしていないことに対する苦言が呈されており、部族の水利権が州裁判所の裁量下に置かれた後も、連邦が部族の水利権を擁護する責を負うことが改めて確認された⁶⁵⁾。

2) 水利権訴訟と水利権交渉

モンタナ州自然資源保護局のもとに設置されたRWRCCは、西部において先住民の保留水利権交渉を司る模範システムとされてきた⁶⁶⁾。RWRCCは州議会議員4名、州知事の任命による4名、検事総長の任命する1名、計9名のメンバーからなり、6名の技術スタッフのサポートを得て活動する。合意案作成には別の4名の委員が関わる。それぞれの部族と折衝する交渉チームは4名から5名の委員で構成されるが、同時に連邦とのやりとりを担うチームも別に編成される。交渉チームは正式な交渉のみならず、非公式な打合せも含めて関係者と直接やりとりする。技術スタッフが用意した資料の検討を行い、公聴会に参加し、議会への報告を行う⁶⁷⁾。RWRCCの予算は州自然資源保存局からの支出となるが、知事室付の組織となるため、知事と緊密な連携を取りつつ水利権交渉を進めることになる⁶⁸⁾。モンタナ州では交渉過程における情報を一般公開することになっており、意見聴取によって交渉が長引くこともある。しかし、交渉過程で議論に招かれていなかった水利権保有者が、交渉成立後に異議申し立てをすれば、全てのプロセスが水泡と化すことになるため、情報公開や意見聴取は必要不可欠なプロセスであると言える。セイリッシュ・クートナイ連合とモンタナ州の20年に及ぶ交渉過程においては、約100回の公開ミーティングが開催された⁶⁹⁾。

セイリッシュ・クートナイ連合が有する水利権は広範な河川域をカバーするが故に、その交渉はモンタナ州内に保留地を持つ他のどの部族と比べても複雑なものとなった。モンタナ州において、セイリッシュ・クートナイ連合は州との水利権交渉に臨む最後の部族となったが、交渉当初から部族が目指した方向性は他の部族のそれとは異なっていた。他部族が保留地内水利権を州と共同管理することに同意していたのに対し、セイリッシュ・クートナイ連合は非先住民、先住民の区別なく、保留地内の水利権全てを部族が一括して管理することを望んだ。鉱物資源や森林資源と異なり、水

管理においては資源の全体性を尊重する一貫性のあるシステムが必要である。州が認可した水利権を州が管理し、部族は部族水利権を管理するという共同管理システムでは、保留地内の限りある水資源を十全に管理できないというのが部族の主張だった⁷⁰⁾。

セイリッシュ・クートナイ連合が統一された水管理を望んだ背景には、少なくとも二つの理由がある。第一の理由は、部族と州との水利権交渉の開始が視野に入ってきた時点においても、部族の保留水利権を無視した水利権申請を州自然資源保護局が受理し続けた点である。二点目としては、交渉開始を見越して1982年から部族が連邦地質調査所とともにスタートさせた「水測定プログラム (Water Measurement Program)」によるデータ収集が挙げられる。

1990年代、セイリッシュ・クートナイ連合はシドティ I・II・III事件⁷¹⁾として知られる水利権訴訟を争った。部族水利権が部族にもたらず水の総量が確定しないなか、水利権認可を続ける州自然資源保護局に対して部族が訴訟提起したシドティ I 事件において、1996年、モンタナ州最高裁判所はセイリッシュ・クートナイ連合の水利権が擁する水量が算出されるまで、州自然資源保護局は新たな水利用許可を発効できないと判示した⁷²⁾。州最高裁は水利権交渉の終了まで、部族水利権が関わる地域での新たな水利権請求の受付を事実上、差し止めたことになる。こうしたなか、州議会は「請求される水使用は、将来使用が計画されている保留水利権を侵害しない」という州水利用法の条件を削除。代わりに請求申請をする者は、請求する水が「法的に利用可能 (legally available) であること」を提示する必要があるという条件を加えて、先住民が保留する水を「法的に利用可能な水」と見做し、非先住民の水利用請求を可能にしようと試みた。これに対して部族は訴訟を提起。シドティ II 事件判決において、モンタナ州最高裁は「法的利用可能性」を有する水に、先住民の保留水利権によって確保される水は含まれないとして、1996年のシドティ I 事件の判断を支持した⁷³⁾。

前述の二つの事件において地下水の利用についての言及はなかったが、この点について2002年、モンタナ州最高裁は部族の保留水利権が擁する水量が確定するまで、地下水の利用許可は認められないという判断を下した。このシドティ III 事件は部族保留地内に土地を取得し、「有効な水利用」の定義の下にある水利権を用いて水販売を計画した事業者に対し、部族が訴訟提起したケースだった。2002年の州最高裁判決によって、部族水利権は表層水のみならず地下水をも含めることが明示された⁷⁴⁾。

シドティ I・II・III 事件判決によって、先住民の保留水利権は連邦の下に置かれる権利であることが改めて確認され、保留水利権が有する水量が確定されるまで、保留地での新たな水利権請求は認められないことが明確に示された。シドティ 事件判決によって、モンタナ州にとって部族との水利権合意は選択の余地のないものとなった。こうした司法判断をベースとして、セイリッシュ・クートナイ連合は連邦地質調査所とともに進めた「水測定プログラム」で収集した詳細な水量データを RWRCC に提示し、州との水利権交渉を有意な立場で始めることになった。

3) セイリッシュ・クートナイ部族連合水利権合意からモンタナ水利権保護法へ

セイリッシュ・クートナイ連合による水利権交渉、及び合意成立までの経緯を示したものが〈表2〉となる。

セイリッシュ・クートナイ連合、モンタナ州、連邦政府は、2000年に正式な水利権交渉に入った。RWRCCの下で形成される水利権交渉委員会には活動期限があり、期限内に合意が成立しなければ委員会は解散となり、それまでの交渉は無に帰す。セイリッシュ・クートナイ連合の部族水利権合意が州議会で承認されたのは2015年だが、合意は当初の期限内に成立せず、委員会の期限は何度

〈表2〉セイリッシュ・クートナイ連合の水利権交渉経緯

2000年	部族、連邦、州による水利権交渉の開始
2002年	モンタナ州最高裁判所、シドティⅢ事件判決
2003年	水利用合意暫定案の作成
2004年秋	暫定案の一般公開、暫定案への非先住民の反発
2009年3月	州議会、2013年まで水利権交渉委員会の活動期間延長を承認
2012年秋	水利権合意案の一般公開、及び意見聴取
2013年4月	水利権合意案、州下院司法委員会で否決
2013年5月	州知事、2015年まで水利権交渉委員会の活動期間延長を承認
2014年	州知事、州検事総長、部族連合による合意改訂案策定
2015年	州議会、セイリッシュ・クートナイ部族連合水利権合意を承認
2016年	モンタナ州上院議員テスター、水利権合意法案を議会提示。否決される。
2018年	水利権合意不成立に備え、部族は水利権請求をモンタナ水裁判所に提出
2019年	モンタナ州上院議員デインズとテスターによるモンタナ水利権保護法案提出
2020年	モンタナ水利権保護法、合衆国議会承認を経て大統領署名

か延長された。交渉が長引いた背景には、先住民の水利権に対する州民の理解不足、水利用差し止めを懸念する既存水利権保持者の抵抗、先住民の資源管理能力を疑う根強い偏見があった。2013年にはフラットヘッド保留地の灌漑利用者が組織する「フラットヘッド管理統合委員会」⁷⁵⁾による交渉妨害があり、モンタナ地区地方裁判所はフラットヘッド管理統合委員会に対し、交渉過程に介入することを禁じる命令を出している⁷⁶⁾。水利権合意案に対する州議会の反応も芳しいものではなく、2013年に提出された案は州下院司法委員会で否決された。

2014年に州知事、州検事総長、セイリッシュ・クートナイ連合によって作成された水利権合意改訂案には、フラットヘッド灌漑計画を利用する非先住民の水利権を保護することや、旱魃年の水汲み取りについて3000万ドルの費用が当てられることが盛り込まれた。この変更は地域農業従事者や牧畜業者に好意的に受け止められ、2015年、セイリッシュ・クートナイ部族連合水利権合意は州議会で承認された⁷⁷⁾。

部族と州との水利権合意が実際に効力を発揮するためには、合衆国議会の承認、部族評議会の承認、そして州水裁判所による審議を経ることが必要となる。モンタナ州と部族連合との間で成立した水利権合意は、2016年に「セイリッシュ・クートナイ水利権合意法」として、元州知事であったモンタナ州上院議員ジョン・テスターによって合衆国議会に法案提出されたが、民主・共和両党の十分な賛同を得られず、否決された。セイリッシュ・クートナイ連合は合衆国議会において法案が議論されている最中も、最悪の事態に備えていた。合衆国議会での法案否決を受けて部族連合は2018年、部族の水利権請求をモンタナ水裁判所に提出。部族が提出した水利権請求は一万件を超えたが、そのうち保留地が関わる水利権請求は1720、保留地外の水利権請求は1094、7295の請求は部族が連邦に信託する水利権が関わるものだった⁷⁸⁾。部族がモンタナ水裁判所に審議依頼を求めた1万の水利権請求は、モンタナ州が管理する85の河川流域地区のうち、実に51地区に関わっており、水利権合意が法案可決されなければ、州の水利権管轄が大混乱に陥ることは明白だった。

2019年、テスターはモンタナ州上院議員デインズとの共同法案として、セイリッシュ・クートナイ水利権合意を「モンタナ水利権保護法」の名で再提出⁷⁹⁾。モンタナ州民の利となることを強調して民主・共和両党の賛同を得た法案は、2020年12月に合衆国議会の承認を得、その後、大統領の署名を得て法制定された。大統領署名の2日後となる2020年12月27日、セイリッシュ・クートナイ部族連合評議会は満場一致で「モンタナ水利権保護法」を承認。以降は関連する各水利権請求の妥当性が、モンタナ水裁判所によって審議されることになる。

5. 資源コントロールと部族主権

部族の意向を無視して導入された20世紀初頭の土地割当法は、非先住民のための灌漑建設や産業開発のための巨大ダム建設の布石となった。実際、1928年にはフラットヘッド湖の南に位置するボルソン湾から流れ出るフラットヘッド川を堰き止め、電力発電のためのダムを建設する計画がロッキーマウンテン電力会社から提案されている。ロッキーマウンテン電力会社は当時、モンタナ州の政治・経済を牛耳っていたアナコンダ銅工業会社とその関連会社であるモンタナ電力会社の合弁会社だった。フラットヘッド保留地でのダム建設計画は、アナコンダが抱えていた電力不足という問題を解消するためのものだった。大規模な灌漑施設を建設し、巨大な負債を抱えることになったフラットヘッド灌漑プロジェクトに対し、ロッキーマウンテン電力会社は電力供給によって得られた収益を分配するという条件をつけてこの計画を進め、1930年、連邦エネルギー規制委員会から50年の認可を受けてダム建設に着手。ダムは1938年に完成し、モンタナ電力会社の社長フランク・カーの名を冠してカーダムと名付けられた⁸⁰⁾。

ダム建設が計画された地所はセイリッシュの人々が「水が流れ落ちる場所 (the place of the falling waters)」と呼ぶ重要な聖地の一つであり、建設に対して部族内には根強い反対の声があった。部族の抵抗の甲斐なく巨大ダムは建設されたが、部族はダムとダム湖の水管理に関与することを諦めなかった⁸¹⁾。連邦エネルギー規制委員会からロッキーマウンテン電力会社に託された認可は、ダム完成時点でモンタナ電力会社に移譲されたが、50年のライセンス契約の更新時期となる1976年、セイリッシュ・クートナイ連合はモンタナ電力会社と競合するかたちでこれに応募。9年に及ぶ交渉の末、50年の期限のうちの後半20年(2015年から2035年)を単独で管理する合意を得た⁸²⁾。2015年には完全に部族と部族傘下のエネルギー会社の所有となり、ダムの名称もセイリッシュ・クサンカ・クリスペダム (Se'liš Ksanka Ql'ispe'Dam) へと変更された。

1904年フラットヘッド一般土地割当法の導入、及び1908年を起点とするフラットヘッド灌漑プロジェクトがもたらした弊害は計り知れない。広大な土地と豊富な水資源を先住民から奪ったことは、疑いなく深刻な主権侵害である。条約権利を有する部族の主権を全く考慮しない土地分割や、灌漑計画を強行に押し進めたことは、保留地を故郷とし、伝統文化を守り伝えようとする部族の人々に深い無力感を与えた。部族主権の回復は、一般土地割当法とその弊害からの回復と言っても過言ではない。セイリッシュ・クートナイ連合がカーダムを部族の手に取り戻し、部族単独でのエネルギー事業に乗り出したことは、主権回復の過程における大きな一歩であり、2000年から始まったモンタナ州との水利権交渉に少なからぬ影響を与えたと考えられる。

セイリッシュ・クートナイ連合が漁業権にもとづく水利権を請求すれば、モンタナ州全体の3分の2の土地に流れる河川流域にその影響が及ぶことになる。部族水利権が認められれば、モンタナ

州がこれまで州民に認めてきた既存水利権は存続の危機を迎えることになる。2000年以降の水利権交渉において、モンタナ州とその州民はそうした状況を危惧したが、セイリッシュ・クートナイ連合が目指したのは漁業権の行使ではなく、魚類の保護だった。流域に生息する魚類のなかでも、部族にとって特に重要な意味を持つのがカワマス (bull trout) である。セイリッシュとペンドオレイユの人々にとって、カワマスは長く生活の糧であっただけでなく、文化的重要性を持つ魚だった。カワマスは1973年絶滅危惧種法⁸³⁾の下で、絶滅のおそれのある種としてリストに挙げられており、その保護は急務だった。部族政府は1970年代から現在に至るまで、部族水利権が及ぶ河川の水量の確保と水質の保全のために数々の手を打ってきた。

部族は保留地内のカワマス保護のために1974年にジョコ川原生地区 (the Jocko River Primitive Area) を、1981年にはミッションマウンテン部族自然保護地区 (the Mission Mountains Tribal Wilderness) を設けて水源地へのアクセスを制限⁸⁴⁾。1982年には部族自然資源課 (Natural Resource Department) を立ち上げ、木材などの資源管理を通して、より組織的な水資源管理を開始した。部族はまた、フラットヘッド灌漑プロジェクトによる過剰な水使用によって損なわれてきたジョコ川の水量を確保すべく、訴訟提起して勝訴。1987年の判決では、灌漑プロジェクトの監督者である内務省インディアン局に対し、河川に保証されている最低水量を守るよう、業務改善命令が下されている⁸⁵⁾。

部族は近年、「自然保護・資源管理」の観点からでは伝えきれない、「河川の文化的価値の保護・維持」を重視する方策を取っている。1995年には水質条例 (Water Quality Ordinance)⁸⁶⁾ を発出して、魚類生息地と部族の文化的・精神的価値の保護を図っており、2021年には文化的水路条例 (CSKT Cultural Waterways Ordinance)⁸⁷⁾ を発出して、文化保護の観点からフラットヘッド川下流域の保護を訴えている。セイリッシュ・クートナイ連合は、訴訟提起によって部族の利権を守るだけでなく、条例を発出して部族の伝統的価値を反映した水管理の実現に励んできた。部族連合の水を守るための長年に亘る尽力は、州との水利権交渉においても効力を発揮している。部族の絶え間ない水資源管理への取り組みは、主権発動の一表現として捉えることができよう。

終わりに

1970年代、州議会、合衆国議会ともに、時間も経費も高む水利権訴訟を回避し、交渉による水利権合意を模索するようになった。当時、モンタナ州での水利権係争は内務省で議論され、1979年7月から8月にかけて、インディアン問題特別委員会による公聴会が、ワシントンD.C.とモンタナ州で開催された⁸⁸⁾。公聴会の目的は、モンタナ州の水利用全般に関わる水利権訴訟を、合衆国が提起することが妥当かどうかを推し量ることにあった。内務長官は連邦が先住民の水利権訴訟を受託し、連邦裁判所において高額な費用を伴う係争を続けることに懐疑的だった⁸⁹⁾。

ワイオミング州では、1975年の水開発事業計画に由来する水利権係争が先住民部族との間で長引き、高額な訴訟となった。この事案では、ウインドリバー保留地に居住するイースタン・ショショーニとノーザン・アラパホ部族が反対した、ウインド川とビックホーン川の合流点であるリバートン市での地下水汲み上げ計画が争点となった。部族は保留地内の地下水は部族のものであると主張したが、ワイオミング州はこの事案を州の包括的水利権管轄に関わる問題として、1977年、州裁判所に持ち込んで連邦を相手とする訴訟を提起した。ビックホーン川流域の多くの水利権保持者を巻

き込んだこの事案は、水利権訴訟としてはこれまでで最も高額な訴訟となり、20億ドルが費やされたと試算されている⁹⁰⁾。

先住民部族の水利権係争は、今日、高額な訴訟を回避して交渉で解決されるようになったと見る向きもある。しかし、セイリッシュ・クートナイ部族連合が水利権合意を勝ち取るまでの過程を見るならば、たとえ部族が州との水利権交渉の過程にあったとしても、それが訴訟回避の理由にはならないことは明白である。セイリッシュ・クートナイ部族連合は、部族水利権を尊重しない州自然資源保護局や水利権請求者を司法で訴え、部族水利権合意の締結なしに州による新たな水利用の認可は許されないことを知らしめている。

部族連合は州水利権協定委員会の設立を待たずして、水量調査を開始して情報収集を始めており、これによって保留水利権の水量算出基準となる「灌漑可能面積を規定の水量で潤す」という考え方を超えて、気候変動や旱魃に対応可能な水利権合意案の作成を可能にした。法的には部族に水利用の優先権があるものの、既存水利権利用者による水利用を停止させれば、地域経済、ひいては州経済を滞らせることになる。セイリッシュ・クートナイ連合は奪われた水を取り戻すことよりも、過剰な灌漑、水汲み上げを止め、生態系の維持を可能にする自然な川の流れを取り戻すことに注力した。1970年代以降、部族の伝統的価値観が反映された水管理を遂行するために部族条例を発出し、その実現に向けて尽力したことは、水資源に聖性を見る部族の姿勢を内外へ伝えるものとなった。

セイリッシュ・クートナイ連合は水利権合意において保留地外水利権を手放し、老朽化したフラットヘッド灌漑施設改良のための資金19億ドルを獲得した。保留地内の水管理は部族と州から選出された5名の統一委員会⁹¹⁾に委ねられることになり、部族の当初の提案とは異なるものの、単一機関による水管理が可能となった。合衆国議会での審議最終段階においては、合意に関連する予算を削減する代替案として、部族積年の願いであったバイソンレンジの部族管理が盛り込まれ、これが認められることになった。

セイリッシュ・クートナイ連合の水利権交渉は、21世紀における部族主権のあり方をどのように示しているのか。第一に、部族連合が成し遂げた水利権合意は、西部における水利用の基本となる「有益な水利用」という考え方に楔を打った。「有益な水利用」を水利権請求の基盤に据える伝統的な西部水利用のあり方では成し遂げられない、魚類や野生動物の保護のための自然な川の流れの復活・維持を部族は訴え続けた。また、それによって、頻発する旱魃や気候変動に対応できる水利権合意を可能にした。第二に、交渉過程において、部族が抱く文化的価値を外部に向けて継続的に表明してきた。部族の水利権請求に対する一般市民の抵抗感の背景には、部族の歴史・文化に対する理解不足がある。水利権合意案は都度、一般公開されて意見聴取が行われたが、部族連合は水利権交渉における部族のスタンスを、部族と水・自然資源との関わり方の歴史を一般市民に知らしめる一大キャンペーンによって伝えた。第三に、技術的な知識と伝統的な知識の両方を携えて部族の自然保護の営為を見つめ直し、その継承を可能にした。カーダムの取得やバイソンレンジの奪還はその例と言えよう。

近年の先住民部族の水利権交渉・合意を、先住民が被った侵略の歴史との「和睦 (reconciliation)」と見做す向きもある。しかし、セイリッシュ・クートナイ連合が「過去に決着をつける」という立場で交渉に臨んだのであれば、保留地外水利権を手放すことはなかっただろう。部族は「未来へ向けて、どのように水資源と向き合うのか」という喫緊の問題に向き合うことを選び、問題解決のために「部族が河川やそこに生息する魚類と、これまでどのように関わってきたのか」について、地域住民の理解を求めた。州が用意した交渉のテーブルに準備なく臨むことで、部族が水利権合意を

得ることはない。交渉以前にどれだけ資源管理に関与してきたのか、どれだけ具体的なデータ収集を行ってきたのか、どのように部族の文化的価値を外部的に向けて発信してきたのか、どのような水利権訴訟を戦ってきたのかといった点は、水利権交渉のテーブルでの切り札となる。セイリッシュ・クトナイ連合の水利権交渉は、今日、部族主権がどのように発揮され得るのかを鮮やかに示していると言えよう。

*本研究は、令和5年度科学研究費補助金（基盤 C21K00929）による研究成果の一部である。

注

- 1) CRS Report, “The 574 Federally Recognized Indian Tribes in the United States,” <https://crsreports.congress.gov/product/pdf/R/R47414>; National Conference of State Legislatures, “State Recognition of American Indian Tribes,” <https://www.ncsl.org/quad-caucus/state-recognition-of-american-indian-tribes> (accessed Sept. 15, 2023).
- 2) Daniel McCool, *Native Waters: Contemporary Indian Water Settlements and the Second Treaty Era*, (Tucson, AZ: the Univ. of Arizona Press, 2002).
- 3) Treaty of Hellgate, 1855, 12 Stat. 975.
- 4) Act to Adjudicate Claims of Existing Water Rights in Montana, 1979 Mont. Laws 697.
- 5) Cherokee Nation v. Georgia, 30 U.S. 1 (1831).
- 6) Lone Wolf v. Hitchcock, 187 U.S. 553 (1903).
- 7) Medicine Lodge Treaty, 15 Stat. 581, 15 Stat. 589, 15 Stat. 593. 1867年メディスンロッジ条約は、1859年コロラド・ゴールドラッシュによって平地への入植者の急激な増加が起こるなか、南部平原地に居住する先住民部族との軋轢を解消するために締結された。合衆国はサザン・シャイアンとアラバホとの条約、キオワ、コマンチとアパッチとの条約を締結し、先住民部族に対して保留地を約束した。しかし、入植者の土地需要が高まると、先住民部族は1892年ジェローム委員会によって土地割当を強要され、290万エーカーの先住民土地が失われた。Angela R. Riley, “The Apex of Congress’ Power over Indian Affairs: The Story of *Lone Wolf v. Hitchcock*,” in *Indian Law Stories*, ed. Carole Goldberg, Kevin K. Washburn, & Philip P. Frickey, (Eagan, MN: Foundation Press/Thomson Reuters, 2011), 189–228.
- 8) 条約保留地のみならず、大統領令等によって設立された保留地にも、保留水利権が発生することが司法で確認されている。
- 9) *Winters v. United States*, 207 U.S. 564 (1908).
- 10) *United States v. Winans*, 198 U.S. 371 (1905).
- 11) *United States v. Adair*, 723 F.2d 1394 (9th Cir. 1983).
- 12) 合衆国東部では、水域に隣接する土地所有者に水利権を認める「沿岸権の法理 (riparian rights doctrine)」が適用されている。
- 13) U.S. Dept. of the Interior, Office of Congressional and Legislative Affairs, “S. 3019 Montana Water Rights Protection Act, Statement of Timothy R. Petty, Ph. D. Assistant Secretary for Water and Science U.S. Department of the Interior before the Committee on Indian Affairs U.S. Senate on S. 3019, Montana Water Protection Act June 24, 2020,” <https://www.doi.gov/ocl/s-3019> (accessed Sept. 2, 2023).
- 14) The Agreement with Indians of Gros Ventre, Piegan, Blood, Blackfeet, and River Crow Reservation of Montana, 1888, 25 Stat. 113. スイートグラスヒル条約とも呼ばれる。
- 15) 水利用の範囲については、後に灌漑利用だけでなく、保留地での生活を成立させるために必要な水資源を保証するように解釈が改められた。Washington v. Washington State Commercial Passenger Fishing Vessel Association, 443 U.S. 658 (1979).

- 16) *Arizona v. California*, 373 U.S. 546 (1963). コロラド川の水利権をめぐるアリゾナ州とカリフォルニア州が争ったこの訴訟では紛争解決にあたり、関連する河川流域に存在する5つの先住民保留地のために保留すべき水量を算出する必要があった。
- 17) およそ95%の先住地が失われたと試算されている。CSKT, History: Fire and the Human Use of Fire in the Northern Rockies, Div. of Fish, Wildlife, Recreation & Conservation, History, <https://fwrconline.csktnrd.org/Fire/FireOnTheLand/History/19thCentury/Treaty/> (accessed Sept. 15, 2023).
- 18) キャリングトン将軍はセイリッシュの保留地へ移動を自身の「交渉」の成果と記しているが、実際にはセイリッシュの人々が困窮し、ビタールートバレーでの生活が立ち行かなくなるのを待って移動を強いた。Robert Bigart & Joseph McDonald, eds., *To Keep the Land for My Children's Children: Documents of Salish, Pend d'Oreille, and Kootenai Indian History, 1890-1899* (Lincoln, NB: University of Nebraska Press), 73-98; Salish-Pend d'Oreille Culture Committee, Salish Removal to the Jocko Valley, http://www.salishaudio.org/Documents/#sectionA_answer_3 (accessed Sept. 18, 2023).
- 19) General Allotment Act of 1887, Pub. L. 49-105, 24 Stat. 388. 法案提出者ヘンリー・L・ドーズの名にちなんでドーズ法 (Dawes Act) とも呼ばれる。1934年まで続いた一般土地割当法によって失われた先住民土地は、9000万エーカーに上ると試算されている。Janet A. McDonnell, *Dispossession of the American Indian, 1887-1934*, (Bloomington, IN: Indian University Press, 1991), 10.
- 20) Act of April 23, 1904, Pub. L. No. 58-1495, 33 Stat. 302.
- 21) Act of March 3, 1891, Pub. L. No. 51-556, 26 Stat. 1091, 1091. この鉄道計画によって、最も利便性の高い保留地地所5ヶ所が部族から奪われた。
- 22) Act of May 29, 1908, Pub. L. No. 60-216, 35 Stat. 444, 448-49.
- 23) ディクソンは、1906年モンタナ州選出の上院議員となり、1920年から1925年の間にはモンタナ州知事、1929年からは初代内務省次官を務めた。モンタナ州黎明期、州西部において経済・資源開発を進めたが、それによって先住民には大きな犠牲が強いられた。Burton M. Smith, *The Politics of Allotment on the Flathead Indian Reservation, Salish and Kootenai Papers, Number 2* (Pablo, MT: Salish Kootenai College Press, 1995). Michael P. Malone, Richard B. Roeder, & William L. Lang, *Montana: A History of Two Centuries, rev. edition* (Seattle & London: Univ. of Washington Press, 1991), 285-292.
- 24) U.S. Dept. of the Interior, "S. 3019 Montana Water Rights Protection Act, Statement of Timothy R. Petty, Ph. D."
- 25) Thompson Smith, *aay u sqélix^w: A History of Bull Trout and the Salish and Pend d'Oreille People* (2010), 82, <http://www.csktsalish.org/index.php/component/rsfiles/download?path=Aay%2Bu%2BSqelix%2B-%2BBull%2BTrou%2Bhistory.pdf&Itemid=101> (accessed, Sept. 2, 2023).
- 26) Indian Reorganization Act of 1934, Pub. L. 73-383, 48 Stat. 984. インディアン再組織法制定によって、連邦インディアン政策は「同化」から先住民の「自決・自治」を尊重するものへと転換された。
- 27) Smith, *aay u sqélix^w: A History of Bull Trout*, 82.
- 28) 16 U.S.C. § 671. 35 Stat. 267, 1051, 53 Stat. 1433.
- 29) バッファロー保護のために尽力したりトル・ファルコンロープの物語は、セイリッシュ・クートナイ連合の自然保護、資源管理へのコミットメントを象徴するものとして表明されている。The Séliš-Ql'ispé Culture Committee, *Q^weyq^w ay: Buffalo and the Séliš & Ql'ispé People*, (St. Ignatius, MT: The Selis-Qlispé Culture Committee, 2022). バッファローの駆り集めは当時、大きなニュースとなった。Robert Bigart & Joseph McDonald, eds., *Us Indians Don't Want to Our Reservation Opened: Documents of Salish, Pend d'Oreille, and Kootenai Indian History, 1907-1911* (Lincoln, NB: University of Nebraska Press), 55-94.
- 30) 国立バイソンレンジの設立経緯については、Brian Upton, "Returning to a Tribal Self-Governance Partnership at the National Bison Range Complex: Historical, Legal, and Global Perspectives," *Public Land & Resources Law Review*, 35 (2015): 61-77 を参照。
- 31) Confederated Salish and Kootenai Tribes of the Flathead Reservation, *Montana v. United States*, 437 F.2d 458 (Ct.

- Cl. 1971).
- 32) Public Law 116-260.
 - 33) *Colville Confederated Tribes v. Walton*, 647 F. 2d 42, 51 (9th Cir. 1981).
 - 34) Act of May 29, 1908, Pub L. No. 60-216, 35 Stat. 444, 448-50. 154.
 - 35) Smith, *aay u sqélix^v: A History of Bull Trout*, 85.
 - 36) *Ibid.*, 85.
 - 37) *Ibid.*, 23. パプロ貯水池, ヘルロアリングダム, マクドナルドレイクダム, ローアー・ドライフォーク貯水池, ナインパイプ貯水池, ハバートダムなどが建設された。
 - 38) Smith, *aay u sqélix^v: A History of Bull Trout*, 88.
 - 39) Garrit Voggeser, Bureau of Reclamation, “The Flathead Project: the Indian Projects” (2001), 2-3, <https://www.usbr.gov/history/ProjectHistories/INDIAN%20PROJECTS%20FLATHEAD%20PROJECT.pdf> (accessed Sept. 1, 2023).
 - 40) The Montana Water Rights Protection Act, Pub. L. 116-260.
 - 41) The McCarran Amendment, 43 U.S.C. § 666 (1952).
 - 42) マッカラン修正の制定の経緯については, Dyrán R. Hedden-Nicely, “The Legislative History of the McCarran Amendment: An Effort to Determine Whether Congress Intended for State Court Jurisdiction to Extend to Indian Reserved Rights,” *Environmental Law*, Vol. 46, No. 4 (Fall 2016): 845-892 を参照。
 - 43) *United States v. Fallbrook Public Utility District*, 193 F. Supp. 342 (S.D. Cal. 1961).
 - 44) Hedden-Nicely, “The Legislative History of the McCarran Amendment,” 867-870.
 - 45) Hearings on S. 18 Before a Subcommittee of the Senate Committee on the Judiciary, United States Senate, 82d Cong. 22 (Apr. 25, August 3-8, 1951). カルフォルニア州下院議員サミュエル・W・ヨーティが法制定を望む意向を表明した。
 - 46) Hedden-Nicely, “The Legislative History of the McCarran Amendment,” 871.
 - 47) *United States v. District Court for Eagle County*, 401 U.S. 520 (1971).
 - 48) *Colorado River Water Conservation District v. United States*, 424 U.S. 800 (1976).
 - 49) 同様の訴訟が, 第四, 五, 六給水区においても連邦から提起されていた。
 - 50) Water Rights Determination and Administration Act of 1969, Colo. Rev. Stat. § 37-92-101 to 602 (1999).
 - 51) 1976年コロラドリバー水利組合事件の経緯, 及び判決内容については, 藤田尚則『アメリカ・インディアン法研究(Ⅲ)部族の財産権』(北樹出版, 2017年), 713-718を参照。
 - 52) 藤田同上書, 713.
 - 53) Act to Adjudicate Claims of Existing Water Rights in Montana 1979, Mont. Laws 697.
 - 54) Reserved Water Rights Compact Commission. の略。
 - 55) *Northern Cheyenne Tribe v. Tongue River Water Users*, 484 F. Supp. 31, 35-36 (D. Mont. 1979).
 - 56) 25 Stat. 676 (1889).
 - 57) Mont. Const. Art. I.
 - 58) *Northern Cheyenne, Etc. v. Adsit*, 668 F. 2d 1080 (9th Cir. 1982).
 - 59) *Arizona v. San Carlos Apache Tribe*, 463 U.S. 545 (1983).
 - 60) 1876年にコロラドが授権法によらぬ州昇格を果たしたのは歴史的タイミングの問題であり, これを理由に1976年コロラドリバー水利組合事件判決で示された判断を, 授権法によって州昇格を果たしたモンタナ州へ適用しないのは, マッカラン修正の趣旨に反するというのが主な理由だった。
 - 61) 1982年 *Northern Cheyenne, Etc.* 判決において, 合衆国第九巡回区控訴裁判所はこの2点についての判断をモンタナ州最高裁判所に委ねていた。
 - 62) *State ex. Rel. Greely v. Montana Water Court*, 214 Mont. 143 (Mont. 1984). 691 P. 2d 833. 先住民部族が州裁判所の審議に加わることは, 主権免除の原則から外れることを意味する。そのため, 審議に当事者として参加するか否かについては, 各部族の意思を尊重する措置が取られた。審議には合衆国が先住民部族の受託者として参加した。

- 63) 214 Mont. 143, 157-160.
- 64) *State ex Rel., Greely v. Confederated Salish and Kootenai Tribes*, 219 Mont. 76 (Mont. 1985). 712 P.2d 754.
- 65) 214 Mont. 143, 161.
- 66) Daniel McCool, "Intergovernmental Conflict and Indian Water Rights: An Assessment of Negotiated Settlements," *Publius*, Vol. 23, No. 1 (Winter 1993): 89.
- 67) Marcia Beebe Rundle, "The Montana Reserved Water Rights Compact Commission," *Natural Resource Development in Indian Country* (Summer Conference, June 8-10, 1988): 7-10. <https://scholar.law.colorado.edu/cgi/viewcontent.cgi?article=1017&context=natural-resource-development-in-indian-country>. (accessed Feb. 10, 2022).
- 68) *Ibid.*, 9.
- 69) セイリッシュ・クートナイ連合の水利権交渉については, Michelle Bryan, "The Power of Reciprocity: How the Confederated Salish & Kootenai Water Compact Illuminates a Path toward Natural Resources Reconciliation," *Water Law Review*, 25 (2022), 227-270 を参照。
- 70) *Ibid.*, 257.
- 71) Ciotti I, II, III については, Merianne A. Stansbury, "Negotiating Winters: A Comparative Case Study of the Montana Reserved Water Rights Compact Commission." *Public Land & Resources Law Review* 27 (2006): 145-147; Andrew Nelson, "Ciotti: Preserving Federal Protection of Indian Reserved Water Rights in Montana," *Public Land & Resources Law Review* 20 (1999): 131-143 を参照。
- 72) *In the Matter of the Application for Beneficial Water Use Permit*, 278 Mont. 50, (1996). 923 P.2d 1073. Ciotti I と称される。
- 73) *CSKT v. Clinch*, MT 342, 297 Mont. 448, (1999). 992 P.2d 244. Ciotti II と称される。
- 74) *CSKT v. Stults*, MT 280, 312 Mont. 420, (2002). 59 P.3d 1093. Ciotti III と称される。
- 75) The Flathead Joint Board of Control (FJBC). 部族水利権交渉の内容に対して, 組織内には賛否両論あった。意見対立によって最終的に 2013 年 12 月に解散した。
- 76) *Western Montana Water Users Assoc., LLC v. Mission Irrigation District*, MT 92, 369 Mont. 457, 299 P.3d 346 (2013).
- 77) Rob Chaney, "CSKT Tribe, State Officials Reach Flathead Water Deal." *The Billings Gazette*. Dec. 12, 2014, https://billingsgazette.com/news/state-and-regional/montana/cskt-tribe-state-officials-reach-flathead-water-deal/article_507eb38a-09f9-5938-914f-002917724ae5.html (accessed May 1, 2021).
- 78) Montana DNRC, "Comparison: Adjudication of CSKT Claims vs. CSKT-MT Compact Rights." https://dnrc.mt.gov/_docs/water/CSKT-Compact-vs-Adjudication-of-CSKT-Claims-No-Compact1.pdf (accessed Sept. 1, 2023).
- 79) モンタナ上院議員 (民主党) スティーブ・デインズと (共和党) ジョン・テスターが提出した, 「モンタナ水利権保護法」は, 超党派の妥協による新型コロナウイルス経済対策法案の一部として承認された。
- 80) Smith, *aay u sqélix*: *A History of Bull Trout*, 94-96; Office of Indian Energy Policy Programs, "Montana tribes Realizes Long-Held Vision of Acquiring Kerr Dam: Interview with Energy Keepers Inc. CEO Brian Lipscomb" Sept. 16, 2015, <https://www.energy.gov/indianenergy/articles/montana-tribes-realize-long-held-vision-acquiring-kerr-dam-interview-energy> (accessed Aug. 29, 2023).
- 81) 部族の視点から見たカーダム建設の経緯・歴史については, CSKT Natural Resource Department, Division of Fish, Wildlife, Recreation and Conservation, "A Brief History of Kerr Dam and the Reservation: An Essay by Thompson Smith based on the Script for The Place of the Falling Waters, a documentary film by Roy Bigcrane and Thompson Smith," <http://fwrconline.csktnrd.org/Map/resources/BriefHistoryKerrDam.pdf> (accessed Aug. 29, 2023) を参照。
- 82) Office of Indian Energy Policy Programs, "Montana tribes Realize Long-Held Vision of Acquiring Kerr Dam."
- 83) Endangered Species Act of 1973, 16 U.S.C. 1531-1544.
- 84) Tribal Resolution 4575 (1974) and Tribal Ordinance 79A (1981).
- 85) *Joint Board of Control of Flathead, Mission & Jocko Irrigation Districts v. United States*, 832 F.2d 1127, 1131-32 (9th Cir. 1987).

- 86) Ordinance 89B (1995).
- 87) CSKT Cultural Waterways Ordinance (2021).
- 88) U.S. Government Printing Office, *Hearings before the Select Committee on Indian Affairs United States Senate, Ninety-Sixth Cong. 1st sess. On Oversight on Litigation Involving Water Rights in Montana*. Washington 1979: 5–8.
- 89) *Ibid.*, 1–2.
- 90) McCool, “Intergovernmental Conflict,” 89. Wyoming State Historical Society, “Native Rights to Wind River Water.” <https://www.wyohistory.org/encyclopedia/native-rights-wind-river-water> (accessed March 6, 2022).
- 91) 部族代表 2 名と州知事任命の 2 名、及びこの 4 名が推挙する 1 名の計 5 名によって構成される。